

全国中小企業団体中央会休業補償制度

中央会の休業補償プラン

団体総合生活保険

NEW

所得の減少に備える補償、介護補償に加えて、
中央会の休業補償プランに新たに、

**がん補償・医療補償・
傷害補償・個人賠償責任補償**
が追加されました。

もしもの**リスク**に備えて中央会の休業補償プランは
日常生活の様々なリスクから
みなさまを
お守りします。

本パンフレットのご案内とは別にWebでご加入いただくプランをご用意しております。Webでご加入いただく場合、本プランと異なる点がございます。詳細はWeb加入版パンフレットをご参照ください。
今回更新いただく内容に改定があります。主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」(裏表紙)のとおりとなります。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。

企業経営者のみなさまにとっての制度導入メリット

がん補償 医療補償 傷害補償 個人賠償責任補償 長期休業補償 一年休業補償 介護補償

1 福利厚生の充実に役立ちます！

魅力的な福利厚生制度として、中央会の団体割引 20% 等が適用された幅広い補償にご加入いただける機会を従業員の皆様にご提供できます。

がん補償 医療補償 長期休業補償 一年休業補償

2 仕事と治療の両立をサポートします！

割安ながん・医療補償また、万が一の長期休業時の収入の減少を補償する長期休業補償・一年休業補償などにご加入いただける制度を導入いただくことで、がんなどの病気の治療と仕事の両立をサポートします。

介護補償

3 仕事と介護の両立をサポートします！

介護に必要な初期費用を準備することが介護離職防止、優秀な人材の確保、継続雇用につながります。

がん補償 医療補償 傷害補償 個人賠償責任補償 長期休業補償 一年休業補償 介護補償

4 24時間365日、従業員とその家族もご利用可能！ 医療・介護・メンタルヘルス*1の相談窓口

健康経営の推進にお役立ていただける、無料の付帯サービスが充実しています。

サービスの詳細は P.13 「付帯サービス」をご参照ください。

*1 メンタルヘルスの相談窓口は長期休業補償の加入者のみご利用可能

長期休業補償 一年休業補償 (全員加入の場合)

5 労災訴訟・メンタルヘルス対策に役立ちます！

メンタルヘルス休職者が経済的不安を気にすることなく安心して休むことのできる環境を提供することができます。

長期休業補償 一年休業補償 (全員加入の場合)

6 制度導入はカンタン!従業員の個別告知は不要*一括告知方式*2の場合

1口(1万円)単位で加入が可能*3で、制度設計は簡易です。

また、一括告知方式の場合*2、代表者に告知いただくだけで加入することが可能で、手続きも簡単です。

*2 一括告知方式は適用条件があります。P.12告知方法をご確認ください。

*3 一年休業補償は最低10口(10万円)以上1口単位でのご加入となります。

長期休業補償 一年休業補償 (全員加入の場合)

7 一括告知方式での制度導入で「健康経営優良法人認定制度」の 評価項目にも対応!

「健康経営優良法人認定制度」の評価項目の詳細は経済産業省の HP でご確認ください。

長期休業補償 (全員加入の場合)

8 従業員のヘルスリテラシーの向上に!Web学習支援サービス

Web 上でいつでも好きな時に受講いただける学習コンテンツを無料でご提供。受講管理や成績確認も簡単です。

がん補償 医療補償 傷害補償 個人賠償責任補償 長期休業補償 一年休業補償 介護補償

9 保険料は全額損金処理が可能です*従業員等全員が加入する場合

*詳細は最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。

個人を取り巻くリスクを補償する幅広いプランをご用意しております。
中央会の団体割引20%*4で割安に加入ができます。

がん診断確定され、 がん治療をした	病気で 入院・手術した	ケガをした	他人にケガをさせた・ 他人のものを壊してしまった	病気やケガで 働けなくなった	要介護状態に なった
					
NEW がん補償	NEW 医療補償	NEW 傷害補償	NEW 個人賠償責任補償	一年休業補償 長期休業補償	介護補償

*4 一年休業補償は28%割安

従業員のみなさまの加入のメリット

がん補償

1 がんの治療実態に合わせた最新補償をご用意!

がん診断保険金の補償（早期治療）、がん通院保険金最大 425 日補償（通院日数の拡大に対応）、抗がん剤・がん先進医療・患者申出療養補償など、がんの治療実態に合わせた補償をご用意しています。

医療補償

2 もしもの病気による入院・手術等に備えた医療補償をご用意!

病気による入院保険金や手術保険金、先進医療等を受けた場合の補償をご用意しています。

傷害補償

個人賠償責任補償

3 日常生活でのケガによる入院・手術・通院、他人への法律上の賠償等を補償する傷害・個人賠償責任補償をご用意!

自転車による他人への賠償も対象となります。近年加入の義務化が進んでいる自転車事故の備えにも対応します。

長期休業補償

一年休業補償

4 話題の就業不能(長期休業補償は就業障害)補償をご用意! 所定の精神障害・天災危険もサポート!

病気やケガで就業不能（長期休業補償は就業障害）になった場合の月々の所得を補償します。近年増加している精神障害による休業も補償します（長期休業補償は最大2年間で限度）

介護補償

5 介護が必要になったときの初期費用への補償をご用意!

所定の介護状態になった場合、介護保険金（一時金）を支給します。

がん補償

医療補償

傷害補償

個人賠償責任補償

長期休業補償

一年休業補償

介護補償

6 充実した付帯サービスを用意!

おからだの不安やメンタルヘルスに関することを相談できる「メディカルアシスト」、「メンタルヘルス電話相談」*5 や、介護に関する相談ができる「介護アシスト」など無料の付帯サービスが充実しています。

*5 「メンタルヘルス電話相談」は長期休業補償のみ対象サービスの詳細は P.13 「付帯サービス」をご参照ください。

一生のうち、およそ2人に1人が、**がん**と診断されると言われています。

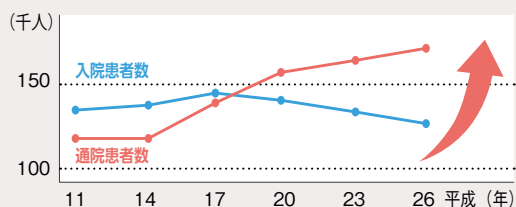
一生涯のうち、**「がん」**になるリスク
(推計値) **約2人に1人**

一生涯のうち、男性の約**62%**、女性の約**47%**は**がん**になると言われています。

公益財団法人がん研究振興財団「がん統計'18」

がん治療は、**入院せず通院による治療**を行うケースが年々増えています。

●がんの治療と通院患者数



【出典】厚生労働省 平成26年患者調査疾病分類別にみた施設の種別別推計入院・外来患者数推移平成11年～23年

●現在のがん治療は手術中心から**3大治療の組み合わせ**になっています。

「手術」「放射線治療」「薬物療法(抗がん剤治療)」を3大治療といいます。

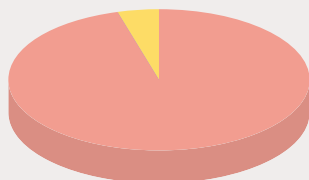
手術

放射線治療

薬物療法
(抗がん剤治療)

三大治療が標準化されています。

がん患者の95.6%は三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療)のいずれかを受けています。なかでも、抗がん剤・ホルモン剤治療は、多くの方が治療に取り入れています。



三大治療のいずれかの経験あり

95.6%

がん治療経験者のうち、
抗がん剤・ホルモン剤
治療を受けた人の割合

45.7%

【出典】アフラック がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2017年8月実施)

●先進医療の自己負担額は高額になることも。 ●副作用の少ない抗がん剤は高額になることも。

陽子線治療 約**271**万円

重粒子線治療 約**313**万円

【出典】厚生労働省 「第71回先進医療会議資料 平成30年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)実績報告」

分子標的薬を利用した場合の自己負担額例

年間 約**64**万円

高額療養費(70歳未満の年収約370～約770万円の場合・毎月の総医療費は267,000円以下)の自己負担額を1年間負担した場合
80,100円×3か月+44,400円×9か月=639,900円

●患者申出療養制度に対応しています。

2016年4月
患者申出療養制度が
スタート!

困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、
先進的な治療を受けられるようにする国の制度です。

【ご参考】患者申出療養の対象となることが予想される抗がん剤

一般名	1ヶ月あたりの薬剤費(円)
アテゾリズマブ	834,089
レンパチニブ	483,476
カボザンチニブ	2,203,849

国立がん研究センター「国内で薬事法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」
(2019/3/28改訂版)〈一部抜粋〉

もしものがんのリスクに備えて、拡大するがん通院治療や、三大治療時の補償が手厚い「**がん補償**」があると**安心**です。

がん補償の特長

- 1 **がん**と診断確定されたら、一時金で補償（上皮内新生物も補償）。早期治療に対応致します。
- 2 **がんで入院**（日帰り入院含む）した場合、通院1日目から最大365日限度に補償（入院前と合わせて最大425日補償）
三大治療のための通院は保険期間内日数無制限で補償（入院要件なし）。通院日数の増加に備えた補償です。
- 3 抗がん剤治療や先進医療、患者申出療養など最先端の治療・医療技術にも対応。最新の治療実態にあわせた安心の補償内容です。
- 4 **がん補償**ご加入後、補償開始までの待機期間は**ありません**。ご加入後すぐに各がん補償が開始され安心です。

保険料 本制度は、全国中央会の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

ペットネーム		がん補償 (UNIT4)		
補償の種類 (種目)		がん補償 [本人型]		
加入タイプ		C3	C5	C7
がん診断保険金額	がん診断確定※1されたときに、保険金（一時金）をお支払いします。	100万円		200万円
がん入院保険金額 (1日あたり)	がんで入院 (日帰り入院も含む) をしたときに、保険金をお支払いします。	2,500円	5,000円	10,000円
がん手術保険金額 (手術の種類により)	がんで手術を受けたとき手術の種類に応じて1回につきお支払いします。※2	2.5万円、5万円、10万円	5万円、10万円、20万円	10万円、20万円、40万円
がん通院保険金額 (1日あたり)	①がんで三大治療 (手術、放射線治療、抗がん剤治療) のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。 ②がんで入院 (日帰り入院も含む) をしたときに、その前後の三大治療以外の通院に対して、保険金をお支払いします。 ※1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします (①に該当する場合は、通院日数の限度はありません)。	1,500円	2,500円	5,000円
抗がん剤治療保険金額 (1か月あたり)	がんで抗がん剤治療※3を受けたときに、保険金をお支払いします。	5万円		10万円
がん患者申出療養保険金額 (保険期間通算)	がんで患者申出療養※4を受けたときに、保険金をお支払いします。	3,000万円		
がん先進医療保険金額	がんでがん先進医療※5を受けた場合にお支払いします。	500万円		
満 年 齢 (2020年10月1日時点)		月払保険料 (円)		
15～19歳		260	260	440
20～24歳		210	220	390
25～29歳		340	360	650
30～34歳		530	590	1,120
35～39歳		800	910	1,790
40～44歳		1,230	1,400	2,730
45～49歳		1,720	1,970	3,920
50～54歳		2,530	2,830	5,620
55～59歳		3,720	4,170	8,290
60～64歳		5,380	6,080	12,100
65～69歳		7,100	8,050	16,050
70歳		8,930	10,140	20,230

がん先進医療特約を外したタイプもご選択いただけます。その場合、各コース40円引きとなります。タイプコードは以下のとおりです。

C3 ▶ C4 (先進医療なし) C5 ▶ C6 (先進医療なし) C7 ▶ C8 (先進医療なし)

●がん補償の「がん先進医療特約」と医療補償の「総合先進医療特約」は、同時にご加入いただくことはできません。

がん補償・医療補償をセットでご加入いただく場合は以下タイプの組み合わせとなります。以下のパターンでご加入ください。

- ①がん先進医療特約ありタイプ (C3、C5、C7) + 医療総合先進医療特約なしタイプ (M3、M5、M7)
- ②がん先進医療特約なしタイプ (C4、C6、C8) + 医療総合先進医療特約ありタイプ (M2、M4、M6)
- ③がん先進医療特約なしタイプ (C4、C6、C8) + 医療総合先進医療特約なしタイプ (M3、M5、M7)

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢※6によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢※6が、満5歳以上満70歳以下の方に限ります。

※1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

※2 時期を同じくして※7 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

※3 対象となる抗がん剤治療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。

※4 対象となる患者申出療養については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※5 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※6 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

※7 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

お支払例等



C5タイプに加入の従業員Aさん

がん診断の結果、胃がんと診断された。10日間入院後、抗がん剤治療を毎月1回1年間にわたって実施。通院治療 (通院日数は30日/年) を続けながら仕事と治療の両立を続けた。

お支払額は…

がん診断給付金100万円
+ がん入院保険金 10日 × 5,000円 = 50,000円
+ がん通院保険金 2,500円 × 30日 = 75,000円
+ 抗がん剤治療保険金 12か月 × 5万円 = 60万円

お支払総額
172.5万円

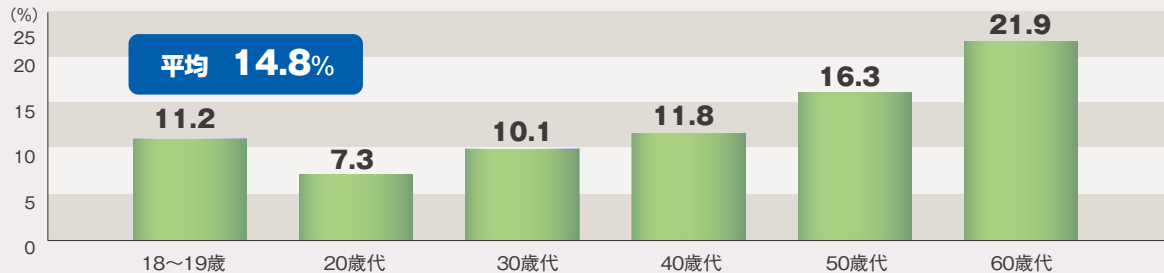
※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

入院時の自己負担費用っていくらぐらいかかるの？

●約7人に1人が入院経験あり

30歳代でも約**10人に1人**が、60歳代になると約**5人に1人**が、過去5年間に入院したことがあると答えています。

過去5年間に入院した経験がある人の割合

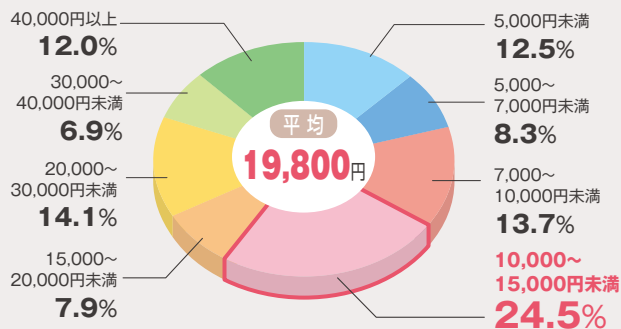


【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

●入院すると思わぬ出費が!

入院時の1日あたりの自己負担費用は**1～1.5万円**が多い!

直近の入院時1日あたりの自己負担費用



※1 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。

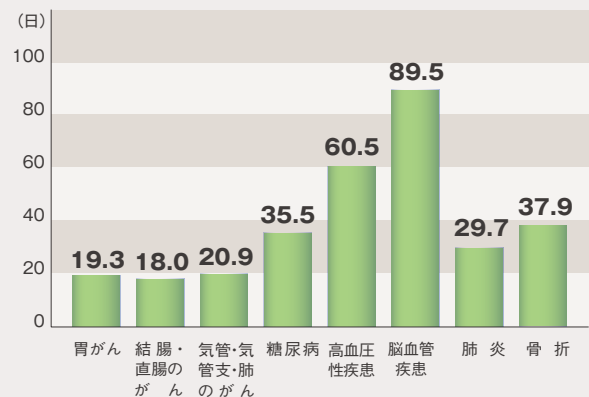
※2 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

※3 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

●病気によっては入院時間が長くなります。

傷病別の退院患者平均在院日数



出典:厚生労働省「平成26年度 患者調査」

だから

入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。

先進医療の技術料は全額自己負担…

先進医療とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)および実施する保険医療機関(高度な技術を持つ医療スタッフと施設設備を持つ大学病院など)が特定されています。「先進医療にかかる技術料」は公的医療保険制度の対象とならないため全額自己負担となり、高額となる場合があります。

1件あたりの先進医療費用の例

陽子線治療 約**271万円**

重粒子線治療 約**313万円**

【出典】厚生労働省「第71回先進医療会議資料 平成30年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)実績報告」

もしもの病気による入院や先進医療に備えて、「医療補償」があると安心です。

医療補償の特長

- 1 疾病入院保険金は日帰り入院(入院1日目)から、お支払いします。
- 2 疾病手術保険金は保険期間中、何回でもお受取りになれます。(手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。)手術1回につき 外来手術は入院保険金日額の5倍・入院中の手術は10倍・重大手術*1は40倍
*1 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- 3 先進医療*2を受けた時に保険金をお支払いします。
*2 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- 4 入院から退院した後継続して治療する場合、退院後通院保険金をお支払いします。

保険料 本制度は、全国中央会の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

ペットネーム		医療補償(UNIT5)		
補償の種類(種目)		医療補償[本人型]		
加入タイプ		M2	M4	M6
疾病入院保険金日額 (1日あたり)	病気で入院されたとき、1回の入院について120日間までお支払いします。*1	2,500円	5,000円	10,000円
退院後通院保険金日額 (1日あたり)	病気で入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに、保険金をお支払いします。*2	1,500円	2,500円	5,000円
疾病手術保険金額	病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。*3	重大手術*6 重大手術以外で入院中の手術 重大手術以外で入院中以外の手術 疾病入院保険日額の40倍 疾病入院保険日額の10倍 疾病入院保険日額の5倍		
放射線治療保険金額	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。*4	2.5万円	5万円	10万円
総合先進医療基本保険金額	病気やケガで先進医療*5を受けたときに、保険金をお支払いします。	500万円	500万円	500万円
総合先進医療一時金額	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	10万円	10万円	10万円
満年齢(2020年10月1日時点)		月払保険料(円)		
15~19歳		260	450	810
20~24歳		340	610	1,160
25~29歳		370	660	1,260
30~34歳		400	700	1,330
35~39歳		420	760	1,450
40~44歳		470	850	1,650
45~49歳		610	1,130	2,190
50~54歳		790	1,480	2,890
55~59歳		1,100	2,090	4,120
60~64歳		1,580	3,030	5,980
65~69歳		2,190	4,180	8,290
70歳		3,130	5,980	11,880

総合先進医療特約を外したタイプもご選択いただけます。その場合、各コース70円引きとなります。タイプコードは以下のとおりです。

M2▶M3(先進医療なし) M4▶M5(先進医療なし) M6▶M7(先進医療なし)

●医療補償の「総合先進医療特約」とがん補償の「がん先進医療特約」は、同時にご加入いただくことはできません。

医療補償・がん補償をセットでご加入いただく場合は以下タイプの組み合わせとなります。

- ①医療総合先進医療特約ありタイプ (M2、M4、M6)+ がん先進医療特約なしタイプ (C4、C6、C8)
- ②医療総合先進医療特約なしタイプ (M3、M5、M7)+ がん先進医療特約ありタイプ (C3、C5、C7)
- ③医療総合先進医療特約なしタイプ (M3、M5、M7)+ がん先進医療特約ありタイプ (C4、C6、C8)

*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*7によって異なります。

*1 1回の入院について120日を限度とします。

*2 1回の入院後の通院について90日を限度とします。

*3 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*8 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*4 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*5 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*6 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*7 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*8 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

お支払例等



M6タイプに加入の従業員Aさん

自宅に帰宅後、胸痛を感じ救急外来へ。急性心筋梗塞と診断され、そのまま治療のため24日間入院した。

お支払額は…

入院24日×10,000円=240,000円

お支払総額
240,000円

※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

日常のケガのリスク

- 国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる**急激かつ偶然な外来の事故**により、**保険の対象となる方がケガ**をした場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

通

院

例えば

ジョギング中のケガ

ゴルフ中のケガ

旅行中のケガ

交通事故のケガ

階段から落ちてケガ

ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等によるケガ」も補償の対象としています。

※地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。



ご注意

病気を原因とするご請求は対象となりません。ご病気の補償をご希望の場合は、**医療補償** もセットでお申し込みください。

個人賠償責任補償

- 国内外において、日常生活上の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

例えば

自転車で走行中、誤って歩行者に衝突。他人にケガをさせてしまった。

打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせてしまった。

買い物に行って、誤って商品をこぼしてしまった。

飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった。

アパートで風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。

最近利用する方が増加傾向にある自転車による事故も多く発生しています。自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

●自転車事故による思わぬ損害賠償の実例

賠償額*	事故の概要
9,800万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

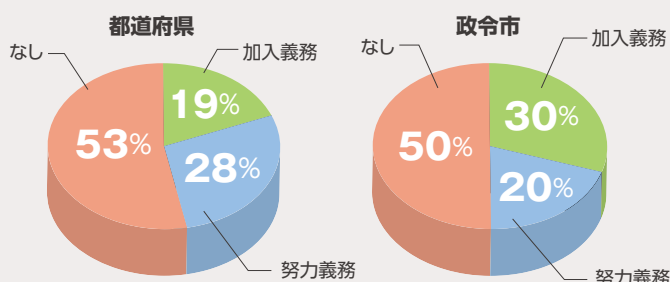
*賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。[出典] 一般社団法人 日本損害保険協会ホームページより

自転車保険への加入を義務化する自治体が増加しています

●条例制定の状況

条例の種類	都道府県	政令市
加入義務	埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県	仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、京都市、堺市
努力義務	北海道、群馬県、千葉県、東京都、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県	千葉市、静岡市、北九州市、福岡市

●条例化の割合



(国土交通省「条例により自転車利用者に対して損害賠償責任保険の加入を義務づけている都道府県及び政令市(平成31年3月31日時点)」から作成)

さまざまなケガに対応した「傷害補償」、
自転車事故などの賠償に備えた「個人賠償責任補償」があると安心です！

傷害・個人賠償責任補償の特長

傷害補償では国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

●たとえば…

交通事故によるケガ

仕事中のケガ

スポーツ中のケガ

家庭内でのケガ

旅行中のケガ

- 1 傷害補償ではケガで入院*1、通院*2された場合に、保険金をお支払いします。
*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
- 2 傷害補償では地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合にも保険金をお支払いします。(天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。)
- 3 年齢・性別にかかわらず、保険料は一律です。
- 4 個人賠償責任補償では国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
※ご家族も補償の対象となります。(家族型の範囲については、「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」(P.24)をご確認ください。)
※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険料 本制度は、全国中央会の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

ペットネーム		傷害補償(UNIT6)			個人賠償責任補償(UNIT7)	
補償の種類(種目)		傷害補償[本人型]			個人賠償責任補償[家族型]	
加入タイプ		I1	I2	I3	P1	
入院保険金日額*1 (1日あたり)	ケガで入院*2されたり手術*3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。	2,500円	5,000円	10,000円	+	保険金額 国内外ともに1億円
通院保険金日額 (1日あたり)	ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。 ※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。	1,500円	3,500円	5,000円		
月払保険料		600円	1,350円	2,130円	+	月払保険料 130円

●傷害補償、個人賠償責任補償はセットで加入となります。

- *1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*3 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

お支払例等



I2タイプに加入の従業員Aさん

自宅の階段から誤って転落して、右下腿骨を骨折した。
7日間入院した後、治療のため24日間通院した。

お支払額は…

入院7日×5,000円+通院24日×3,500円
=119,000円

お支払総額
119,000円



P1タイプ 個人賠償責任補償に加入の従業員Bさん

従業員Bさんの子どもが、塾の帰り道に自転車で誤って
通行人にぶつかりケガをさせてしまった。後日、治療費と
所持品の弁償費用として高額な慰謝料を請求された。

お支払額は…

損害賠償金(治療費+慰謝料+訴訟費用)

お支払総額
900万円

※上記は引受保険会社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



一年休業補償・ 長期休業補償

長期休業補償

20%割引
(団体割引20%)

加入
対象者

本人
加入対象者

一年休業補償

28%割引
(団体割引20%・損害率による割引10%*1適用)

加入
対象者

本人
加入対象者

配偶者
加入対象者*1

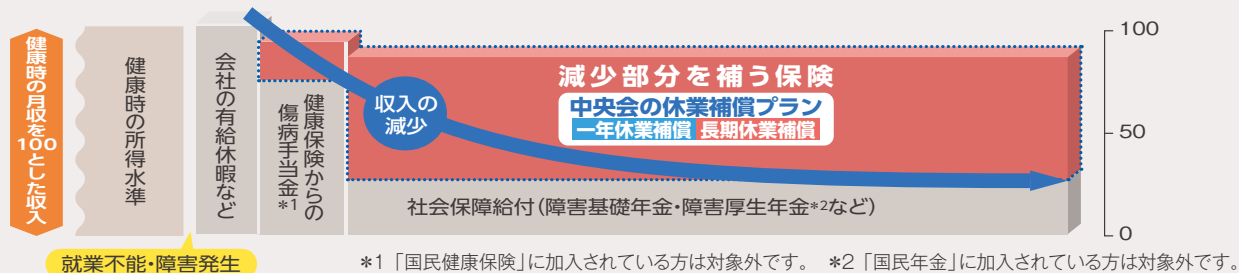
*1 損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

*1 家事従事者に限る。

コースのしくみ

もしも病気やケガで働けなくなったら…**休職による収入ダウンは大きなリスクです。**

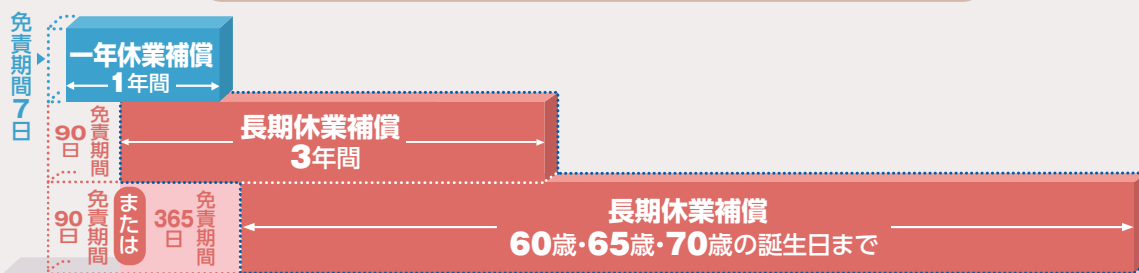
一般的な収入のイメージ図



万が一病気やケガで働けなくなってしまった場合の所得の減少を最長で、
**一年休業補償なら「1年間」、長期休業補償なら「3年間」または、
「満60歳*3」、「満65歳*4」、「満70歳*5」の誕生日まで補償します。**

*3 55歳以上の場合は5年間 *4 60歳以上の場合は5年間 *5 65歳以上の場合は5年間

中央会の休業補償プラン 一年休業補償・長期休業補償の補償イメージ図



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

制度のポイント

1

病気やケガで就業不能(長期休業補償は就業障害)になった場合の所得を補償します

2

所定の精神障害(長期休業補償は最長2年)、天災危険(地震・噴火またはこれらによる津波)も補償します

3

業務中、外問わず24時間補償します

長期休業補償 最長3年間または満60歳・満65歳・満70歳の誕生日まで補償

1

免責期間*1は90日間または365日間*2から選択できます。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 免責期間365日は、てん補期間3年間の場合対象外となります。

2

病気やケガで就業に支障が生じ、免責期間を超えてもその状態が継続し、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない場合、てん補期間中の就業障害状態1か月につき、補償月額の全額をお支払い。

3

復帰後も就業障害が残り、病気・ケガ発生前と比べて20%を超える所得喪失があれば、所得喪失率に応じて補償。

4

ご加入いただける方は、3年間のタイプは67歳以下、60歳満了のタイプは59歳以下、65歳満了のタイプは64歳以下、70歳満了のタイプは69歳以下の方に限ります。

※年齢は団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

一年休業補償 1年間補償

1

病気やケガで就業不能となった場合に、最長1年間所得を補償(免責期間7日間)*1

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

2

入院だけでなく、自宅療養(医師等の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により全く働けない場合)も補償

※家事従事者の場合は、入院時のみの補償

3

家事従事者の方もご加入OK!

会員および会員の従業員の配偶者*1で日頃家事に従事されている方もご加入いただけます。(自宅療養期間は対象となりません。)

*1 配偶者の定義については「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」(P.24)をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険料

本制度は、全国中央会の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

1. 一年休業補償の職種タイプ1~3級について詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。
2. 高所作業、舗装工、爆発物取扱作業等の方および下表中にない年齢区分の方の一年休業補償保険料は、下表とは別となりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
3. 100万円以上の保険料額を設定する場合は、長期休業補償・一年休業補償共の下表の保険料表とは別となりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

●2020年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。(割引適用済)

ベトナム	長期休業補償 (UNIT2)													
補償の種類(種目)	団体長期障害所得補償[本人型]													
てん補期間*1	3年		60歳満了(55歳～59歳は5年間)				65歳満了(60歳～64歳は5年間)				70歳満了(65歳～69歳は5年間)			
免 責 期 間	90日		90日		365日		90日		365日		90日		365日	
性 別・ 加入タイプ	男性(G5) 女性(G5)		男性(G1) 女性(G1)		男性(G2) 女性(G2)		男性(G6) 女性(G6)		男性(G7) 女性(G7)		男性(G3) 女性(G3)		男性(G4) 女性(G4)	
	1 □=補償月額(保険金額) 1万円あたり(家事従事者は対象外)													
満 年 齢 (2020年10月1日時点)	月払保険料(円)													
15～24歳	30	20	90	60	70	40	90	60	70	50	100	60	70	50
25～29歳	30	20	100	80	70	60	100	80	70	60	100	80	70	60
30～34歳	30	30	100	100	70	80	110	110	80	80	110	110	80	90
35～39歳	40	40	130	150	90	110	140	160	100	120	140	170	100	130
40～44歳	60	70	180	230	130	170	200	270	150	200	220	290	160	220
45～49歳	100	120	250	310	170	220	300	390	220	280	340	450	250	330
50～54歳	160	180	290	340	200	240	420	500	310	380	510	620	390	480
55～59歳	270	280	400	420	310	330	500	540	360	380	740	800	550	600
60～64歳	480	450	—	—	—	—	740	690	540	510	940	890	620	590
65～69歳*2	750	640	—	—	—	—	—	—	—	—	1,160	990	820	710

ベトナムチーム		一年休業補償(UNIT1)			
補償の種類(種目)		所得補償【本人型】			
てん補期間*1		1年間			
免責期間		7日間			
加入タイプ		S1			S2
職種タイプ (基本級別)	1級	2級	3級	家事従事者	
	事務職、営業職、管理職、小売卸店主(危険物を扱う方)等	料理人、美容師、柔道整復師、小売卸店主(危険物を扱う方)等	自動車運転士、入店員、車いすの大型車に作業に従事する者(引)、配管工、塗装工等	パートでお勤めの方等、職業を有する場合は、基本級別が1級の方に限ります	
	1口=補償月額(保険金額)1万円あたり				
満年齢 (2020年10月1日時点)		月払保険料(円)			
15~19歳	50	60	70	30	
20~24歳	70	80	100	50	
25~29歳	80	90	110	50	
30~34歳	100	120	140	60	
35~39歳	120	140	170	80	
40~44歳	160	180	210	100	
45~49歳	190	210	250	120	
50~54歳	220	250	290	140	
55~59歳	230	260	310	150	
60~64歳	240	280	320	150	

保険料
計算方法

$$\boxed{\text{基本保険料}} \quad \text{円} \quad \times \quad \boxed{\text{加入口数}} \quad \square \quad = \quad \boxed{\text{月払保険料}} \quad \text{円}$$

(この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。)

記入例

長期休業補償 **39才** 男性 加入タイプG1(てん補期間60歳満了・免責期間90日)

基本保険料 130 円	×	加入口数 30 □	=	月払保険料 3,900円
----------------	---	--------------	---	-----------------

(この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。)

加入口数

長期休業補償

申込日直前12か月の平均月間所得額(年収の1/12)の範囲内かつ加入限度口数以下でお決めください。*3

一年休業補償

被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき、**最低10口以上1口単位**でお申込みください。**(家事従事者は17口限度)**申込日直前12か月の平均月間所得額(年収の1/12)の範囲内かつ加入限度口数以下でお決めください。*4

※更新・新し、または保険期間（保険の契約期間）の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動火災保険（株）にご連絡のうえ、補償月額（保険金額）の見直しについてご相談ください。

※最大99か月までの設定が可能です。

- 1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- 2 てん補期間3年については、67歳までの引き受けとなります。
- 3 長期休業補償（無記名・売上高方式）にご加入の企業に所属されている場合は、長期休業補償（無記名・売上高方式）で、平均月間所得額の範囲内で設定ください。平均月間所得額は、直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得の平均月間額をいいます。所得とは、「業務に従事することによって得られる給与と所得者・無所得者・無所得者の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を除いたものとなります。
- 4 加入日次の設定にあたっては、「加入依頼書等に記載の職業・職种によって得られる給与と所得者・無所得者・無所得者の総収入金額」から「就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除いてください。

お支払例

短期の自宅療養から長期の就業障害まで、働けなくなった際の収入を幅広く補償。



Case1 長期休業補償 …G3タイプに20口(月額20万円)加入

脳梗塞で倒れた場合…

Aさん(40歳)は、脳梗塞で入院し5年間全く働けなかった。業務復帰したが、復帰後9年間で体調が戻らず、以前と同じ時間働くことができなかった為、その間の所得は半分になった。

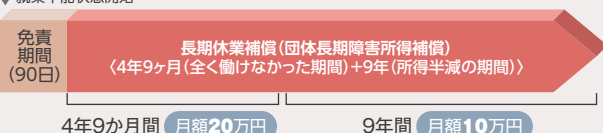
お支払額は…

長期休業補償部分

- 免責期間………90日間
- 支払対象期間…13年9か月間

- 免責期間90日経過後の4年9か月（全く働けなかった期間）
 $20\text{万円} \times (12\text{か月} \times 4\text{年} + 9\text{か月}) = 1,140\text{万円}$
- 業務復帰後、9年間（所得半減の期間）
 $20\text{万円} \times 50\% \times (12\text{か月} \times 9\text{年}) = 1,080\text{万円}$

▼就業不能狀態開始



Case2 一年休業補償 …30口(月額30万円)加入

中小企業で働く従業員が
うつ病で働けなくなったら…

中小企業で働く従業員のBさん(55歳)は、うつ病で4月1日～3月22日(11か月22日間)まで全く働けなかった。

お支払額は…

一年休業補償部分

- 免責期間……………7日間(4/1～4/7)
- 支払対象期間…4/8～3/7までの11か月間と
3/8～3/22までの15日間の合計

30万円×11か月+30万円×15日/30日=345万円
※1か月未満の就業不能については1か月を30日として
日割計算で保険金をお支払いします。

就業不能 状態開始	支払い 開始日
▼	▼
4/1	4/8

免責期間

保険金支払対象期間(就業不能期間)
(4月8日～3月22日)

就業不能状態である期間〈4月1日～3月22日〉

お支払総額
345万円

治癒

3/22



※上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

コースのしくみ 被保険者が所定の介護状態となった場合に、一時金をお支払いします

100万円

200万円

300万円

400万円

500万円

の5つのコースから選択

制度のポイント

- 1 公的介護保険制度要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に介護保険金を一時金で支給します。
*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
- 2 会員法人の役員、従業員ご自身、ご自身の両親、そして配偶者*2および配偶者の両親が加入できます。
*2 配偶者の定義については「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」(P.24)をご参照ください。
- 3 健康状態の告知によって加入ができます。また会員・会員法人の役員、従業員の方が、ご親族分をまとめて告知いただくことも可能で、手続はスムーズです。
- 4 ご加入いただける方は、84歳以下*3の方に限ります。
*3 年齢は団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険料 本制度は、全国中央会の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

●2020年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。(割引適用済)
※下表にない年齢区分の方の保険料については取扱代理店にお問い合わせください。

ペットネーム	介護補償(UNIT3)				
補償の種類(種目)	介護補償[本人型]				
保険金額 (加入タイプ)	100万円 (K1)	200万円 (K2)	300万円 (K3)	400万円 (K4)	500万円 (K5)
満年齢 (2020年10月1日時点)	月払保険料(円)				
40~44歳	10	30	40	60	70
45~49歳	30	60	90	120	150
50~54歳	60	120	180	240	300
55~59歳	120	240	370	490	610
60~64歳	260	510	770	1,020	1,280
65~69歳	530	1,070	1,600	2,130	2,670
70~74歳	1,120	2,230	3,350	4,470	5,580
75~79歳	2,440	4,890	7,330	9,780	12,220
80~84歳	5,630	11,260	16,890	22,520	28,150

お支払例

突然介護が必要になった時に、急な出費に備える補償。



介護補償 …従業員の父親が300万円(K3)加入

父親が要介護となり、要介護2の認定を受けた場合…
従業員Aさんの父親が要介護状態となり、公的介護保険の要介護2の認定を受けた。

お支払額は…

介護補償
部分

公的介護保険制度の
要介護2の認定によって
一時金300万円を支給

お支払総額
300万円

保険金を活用して…

Aさんは父親を支えるため、仕事を辞めることも考えたが、仕事と介護の両立を考えた結果、保険金を活用して父親が1人になってしまう時間帯デイサービスや訪問介護等の介護サービスや家事代行、配食サービスを利用することにした。その結果、父親の介護をはじめ、家の掃除や食事の準備等の負担を軽減でき、現在も仕事を続けることができている。

*上記は引受保険会社で作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

介護補償

保険料
計算方法

保険金額(加入タイプ)

年齢

歳

月払保険料

円

(この他に代表証券番号毎に
制度維持費が加算されます。)
70円

記入例

保険金額300万円(K3タイプ)67歳の場合

保険金額(加入タイプ)

300万円(K3)

年齢

67歳

月払保険料

1,600円

(この他に代表証券番号毎に
制度維持費が加算されます。)
70円

ご参考 公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

対象者

40歳以上の人が対象となり、
第1号被保険者と第2号被保険者に分かれます。

- 第1号被保険者(65歳以上の人)
原因を問わず要介護や要支援が必要と認定された人がサービスを利用できます。
- 第2号被保険者(40歳以上64歳以下の人)*1
特定疾病が原因で要介護や要支援が必要と認定された人がサービスを利用できます。

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

特定疾病

主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1. がん【がん末期】
※(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。)
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※40歳以上65歳未満の人については、介護や支援が必要になった原因が特定疾病に該当しない場合はサービス利用できません。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力も有する状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

ご加入方法

法人加入・個人加入
いずれもOK!

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

保険期間 2020年10月1日 午前0時～2021年10月1日 午後4時

募集期間 2020年7月20日～2020年9月30日

※更新契約の募集手続締切は8月末日となります。

加入は毎月受付中!

お申し込み月の翌1日の午前0時の
補償開始でご加入いただけます。

	保険期間	保険料初回振替日	保険料払込方法
10月加入	2020年10月1日(木)午前0時～2021年10月1日(金)午後4時まで	2020年12月28日(月)	毎月27日団体 からの 口座振替*1*2
翌月以降加入	加入手続き月の翌月1日午前0時～2021年10月1日(金)午後4時まで	加入始期月の翌々月27日*1	

*1金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSチュウウウカイ」「MBS」等と記帳されます。

*2保険料のほかには制度維持費70円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

1.同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合
役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引去する際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といいます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

2.保険料の払込猶予期間等の取扱い
保険料は始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日)までに払込みください。払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。

※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

3.現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ①
保険の対象となる方は、中央会会員および中央会会員である事務所に勤務されている方*1*2に限り、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

*1 一年休業補償の場合のみ、その配偶者*3の方(家事に従事されている方)も含まれます。また、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級である方に限りです。

*2 介護補償の場合のみその両親、配偶者*3および配偶者の両親の方も含まれます。

*3 配偶者とは法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

4.現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ②

手続締切日(8月末日)までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。ただし、所得補償(一年休業補償)において被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。「更新しない」または、「加入内容変更」を希望される方はその旨を取扱代理店までご連絡ください。

手続締切日までに必要書類のご提出が必要となります。

なお、ご継続時には、割引率の変更の他、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

告知方法

がん補償

医療補償

の場合

健康状態に関する告知方法は**個別告知**です。

一年休業補償

長期休業補償

の場合

健康状態に関する告知方法は
個別告知と一括告知方式があります。

右記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で企業の制度導入時の手続はスムーズです。(一括告知とは、企業の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。)

一括告知の適用条件

- ①企業等の従業員等全員を被保険者とする*こと*
- ②定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること
- ③ **一年休業補償** 従業員が10名以上の企業等であること
長期休業補償 従業員が5名以上の企業等であること

*健康状態告知書の内容により引受できない従業員は除く

介護補償

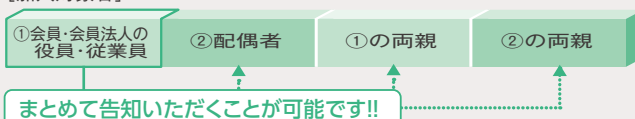
の場合

健康状態に関する告知方法は
個別告知とご家族まるごと告知方式があります。

【ご家族まるごと告知】

会員・会員法人の役員、従業員の方が、加入対象となるご親族をまとめて告知いただくことが可能です。

[加入対象者]



付帯サービス (健康経営支援パッケージサービス)

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談のサービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

各種相談窓口の設置から健康経営の推進まで、企業経営に資する各種サービスを提供します。



メディカルアシスト

サービスの対象となる補償種目〈全補償〉

役員・従業員(被保険者)向け

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特等搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

受付時間*2 24時間365日

0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。



デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除きます。)

●暮らしの情報提供…
午前10時～午後4時

●税務相談…午後2時～午後4時

●法律相談/社会保険に関する相談…
午前10時～午後6時

0120-285-110



介護アシスト

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除きます。)

●電話介護相談/各種サービス優待紹介…午前9時～午後5時

0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。 *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。



メンタルヘルスサポート

サービスの対象となる補償種目〈長期休業補償〉

企業(加入者)向け

役員・従業員(被保険者)向け

■休業・職場復帰支援サポート

産業看護職が、休業・職場復帰支援の体制構築について、訪問や電話によりご相談にお応えします。

■メンタルヘルスパンフレットのご提供

従業員の皆様のメンタルヘルスに対する意識を高めるために、小冊子をご提供します。

■ストレスチェックサービス 全員加入*1のお客様

ストレスチェックをWeb上で実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、集団的分析の報告書をご提供します。

■メンタルヘルスケアセミナーの実施

臨床心理士等の専門家が研修を実施します。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

受付時間(日・祝日を除きます。)

●メンタルヘルス電話相談…午前9時～午後9時

0120-783-503

*1 企業等の従業員等全員を被保険者とする契約



労務トラブル・経営支援サービス

企業(加入者)向け

■労務トラブル防止セミナー

労務トラブル等が発生した場合に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、再発防止のためのセミナー等を開催します。

■経営支援・診断サービス

労務リスク、事業承継等に関する簡易診断を行い、社会保険労務士等の専門家が訪問・アドバイスを実施します。

■法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。



職場復帰支援サービス

役員・従業員(被保険者)向け

■キャリアコンサルタントによる支援 全員加入*1のお客様

休職をされた従業員の皆様が、「休職前のように仕事ができるか」「いつ頃職場に復帰できるか」などの仕事(キャリア)に関する悩み・不安を感じている場合に、職場復帰を前向きに促していただくための支援として、1対1での個別キャリアコンサルティングをご提供します。

※被保険者(保険の対象となる方)が、保険金の支払対象となる事由(精神障害補償特約によるものを除きます。)に該当した場合で、被保険者(保険の対象となる方。法人を除きます。)と、その配偶者(配偶者については後記「ご注意ください」をご確認ください。)とご親族からの直接の相談に限り(親族6親等以内の血族・3親等以内の姻族)。



Web学習支援サービス

企業(加入者)向け

●Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」といった各種講義やテストを従業員の皆様に実施することができる教育コンテンツをご提供します。
●事業者様は、従業員一人一人の受講状況や成績情報を管理することができます。

*1 企業等の従業員等全員を被保険者とする契約

メンタルヘルスサポート、労務トラブル・経営支援サービスについては、ご利用にあたっての条件があります。事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。



ご注意ください
(共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、Web学習支援サービスは、保険期間中の受講に限り、メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談のご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(うち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシスト・メンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」をご確認ください。

がん補償 がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

「悪性新生物および上皮内新生物のことをいいます。具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期日より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院も含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院（日帰り入院も含む）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて週として60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含む）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。）。 *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 *3 がん入院保険金が重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
抗がん剤治療補償特約		保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をするごとくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱いします。 *1 以下の条件の全てを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づき（医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日、さらに別の抗がん剤治療*1をされた月、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。
がん患者申出療養特約		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養（患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません（保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 - 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） - 評価療養のための費用 - 選定療養のための費用 - 食事療養のための費用 - 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 - 診察 - 薬剤または治療材料の支給 - 処置、手術その他の治療
がん先進医療特約		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 - 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） - 先進医療以外の評価療養のための費用 - 選定療養のための費用 - 食事療養のための費用 - 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 - 診察 - 薬剤または治療材料の支給 - 処置、手術その他の治療

【がん先進医療特約】における粒子線治療*1費用のお支払いについて

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要となるため、遅くとも治療開始の3週間前までに〈お問い合わせ先〉までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。

・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

医療補償

医療補償

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3等
	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	治療放射線保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
退院後通院保険金特約十（退院後通院保険金特約）		保険期間中に疾病入院保険金支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数「実日数」を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
総合先進医療基本保険金	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りまします。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭を除きます。（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに〈お問い合わせ先〉までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 - ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

傷害補償

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

傷害補償基本特約		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	

賠償責任に関する補償

個人賠償責任補償

個人賠償責任補償特約		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等
			*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

所得補償 一年休業補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問合わせ先」までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*2を超えた場合 ▶ 保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*3を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*4を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。 *3 「てん補期間*5内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。） お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *4 免責期間*2が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*6の平均月額をいいます（「家事従事者特約」をご契約される場合は171,000円となります。）。 *5 同一の病気やケガによる就業不能*7（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*2終了日の翌日から期間）のことをいいます。原則として1年となります。 *6 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *7 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・ 妊娠、出産、早産もしくは流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 妊娠または出産による就業不能 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 保険の対象となる方が被った知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*8*9 ・ 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等 *8 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。 *9 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*10をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

※ 保険の対象となる方が日常、家事（炊事・掃除・洗濯・育児等）に従事する方の場合、病気やケガの治療のための入院（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院）により、家事に終日従事できない状態をいいます（家事従事者特約がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。）。

*10 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

団体長期障害所得補償 (GLTD^{*1})

長期休業補償

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*2を超えた場合 ▶ 就業障害期間*3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 $\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額} * 4 \times \text{所得喪失率} * 5 \times \text{約定給付率} (100\%)$ ただし、支払基礎所得額*4が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*4としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *3 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りして計算します。）。 *4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。 *5 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8}}{\text{免責期間*2が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額}}$ ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 *7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*2終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *8 免責期間*2開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいい、免責期間*2の終了した月から1か月単位で計算します。 *9 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（精神障害補償特約（C））がセットされるため、所定の精神障害については精神障害てん補期間*11を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*12*13 等 *11 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間（2年）が限度となります。 *12 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 *13 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。（定義A）

免責期間*14中	てん補期間*14開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ① その病気やケガのために、入院していること ② その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③ その病気やケガによる後遺障害が残っていること	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない※か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*14が20%超である状態 ① その病気やケガのために、入院していること ② その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③ その病気やケガによる後遺障害が残っていること （※）全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

*14 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*2」、てん補期間については上記本文内の「*7」、所得喪失率については上記本文内の「*5」をご確認ください。

介護補償

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合								
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	以下の場合に介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし保険の対象となる方1名につき1回に限りです。 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。 <table><tr><td>歩 行</td><td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td></tr><tr><td>寝返り</td><td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td></tr><tr><td>入浴その他の複雑な動作等</td><td>次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td></tr><tr><td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td><td>次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td></tr></table>	歩 行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
	歩 行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。									
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。									
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。									
	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から(21)までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。(2) まわりのことに関心を示さないことがある。(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。(12) 目的もなく動き回ることがある。(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。(23) 金銭の管理ができない。(24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。(25) 現在の季節を理解できない。(26) 今いる場所の認識ができない。	*1 該当した保険の対象となる 方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。								

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約

- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません*2。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください*4(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*5×約定給付率とします。
- *2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
- *3 直前12か月における保険の対象となる方の所得*6の平均月間をいいます。(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)
- *4 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の企業に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、設定してください。
- *5 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *6 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金をお支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください。内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償 医療補償 がん補償	介護補償
項目名				
生年月日	—	★	★	★
性別	—	—	★	—
職業・職務*1	—	☆	—	—
健康状態告知*2	—	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*4、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思*5を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。

●責任開始日*6から1年を経過しても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいま

すようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、「お問い合わせ先」までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

III ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

※1 解約日以降に請求することがあります。

※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

● 所得補償

保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

● 上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

● 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額※1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

※1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてお間違いなくご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使用しません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

● 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

● がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

① この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人とする場合は除きます。）

● ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

● その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等

● 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

● 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4. その他ご加入に関するご注意事項

● 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

● 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

● ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5. 事故が起きたとき

● 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

● 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

● 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

● 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会

- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金の請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款 および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社



保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の「お問い合わせ先」にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間:24時間365日

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

注意 重要事項

所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合(*)には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

(*) 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方**ご自身があるまに**にご記入ください。

※一括告知制度を採用している場合は、ご加入者の代表者が一括してご記入ください。

ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方**ご自身**にご記入ください。

※介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の両親、配偶者および配偶者の両親)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA~Cのいずれか

(一括告知制度を採用している、一部の契約、がん補償・介護補償については、AまたはC)になります。

A お引受けいたします(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)

C 今回はお引受けできません。

告知いただく内容例は次のとおりです。

告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

①入院または手術の有無(予定を含みます)

②告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無

③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。(がん補償のみ)

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

以下のご注意点もご確認の上、告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

●新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

●告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。(ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。)

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
 ☐ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)
 ☐ 保険の対象となる方
☐ 保険期間
 ☐ 保険料・保険料払込方法

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	がん補償	医療補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—	—
☐ 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。	—	○	○	—	—	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○	○*3	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

4. 加入対象者(被保険者・保険の対象となる方)の範囲は下記のとおりです。

(1)全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員 (2)会員企業の役員・従業員 (3)全国中央会・都道府県中央会、およびそれらの会員である団体・協同組合の職員 (4)「一年休業補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の配偶者(家事従事者に限る)を含みます。
(5)「介護補償のみ」(1)、(2)および(3)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1の年齢*2等の加入条件がある補償があります。各補償内容のページをご確認ください。

※介護補償では、団体の構成員の方が、保険の対象となるご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

■保険の対象となる方(被保険者)の範囲

ご加入いただける「型」は次のとおりです。

傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、所得補償、団体長期障害所得補償：本人型、個人賠償責任補償：家族型

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	家族型
①ご本人*1	○	○
②ご本人*1の配偶者	—	○
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書(兼告知書)「回答記入欄」にご記入ください。

※ P.23 「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償(一年休業補償)、団体長期障害所得補償(長期休業補償)、医療補償にご加入の方

質問 1

- 告知日(ご記入日)より過去3か月以内に入院をしたこと、または手術を受けたことはありますか。
 - 現在入院または手術の予定(医師からすすめられている場合を含みます)はありますか。
- (※)正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

全てなし

質問 2

告知日(ご記入日)より過去2年以内にP.26【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、またはP.26【A表】の病気・症状のため、医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

なし

質問 3

告知日(ご記入日)より過去2年以内にP.26【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、またはP.26【B表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。

(「あり」の場合には、ア～エのうち該当するもの全てに○をつけてください。)

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

なし

あり

お引受けできます。

回答をご記入のうえ、
ご署名ください。

お引受けすることができますが、質問3で、○をつけたア～エに対応するP.26【C表】の病気・症状が補償対象外(特定疾病等不担保特約セット)となります。
同意いただける場合は、お引き受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

1つ以上あり

あり

申し訳ございませんが、
お引受けできません。

がん補償にご加入の方

質問 1

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。*1

*1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成
----	----------------------------------	-------	---------------------------------

あり

なし

質問 2

下記の質問にお答えください。(一部の「病気・ケガ」については告知の対象外となります。詳しくはP.26【別表】をご参照ください。)

- 申込日より過去2年以内に、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、服薬・入院・治療・検査をしたこと(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査の指摘、および定期的な診察の指示を含みます。)またはすすめられたことがありますか。
- 申込日より過去5年以内に、病気やケガで、「継続して7日以上」の入院をしたこと、または手術を受けたりすすめられたことがありますか。

全てなし

1つ以上あり

お引受けできます。 回答をご記入のうえ、ご署名ください。

申し訳ございませんが、
お引受けできません。

介護補償にご加入の方

質問 1

- 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありますか。
 - 現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用しての外出」のいずれかにおいて、他のの方の介助または補助具を必要としますか。
 - 告知日(ご記入日)より過去2年以内に高血圧症もしくは脂質異常症(高脂血症)により入院をしたこと、P.26【D表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、またはP.26【D表】の病気・症状のため医師の指示による検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けたことはありますか。
- (注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

なし

1つ以上あり

お引受けできます。 回答をご記入のうえ、ご署名*2ください。

*2 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しい場合には、ご契約が解除され、保険金をお受けいただけないことがあります。
ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

申し訳ございませんが、
お引受けできません。



ご注意事項

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

【A表】お引受けできない病気・症状		【B表】条件付でお引受けできる病気・症状
悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)	ア. 高血圧症、脂質異常症(高脂血症)
循環器系の病気・症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)	イ. 白内障、緑内障
消化器系の病気・症状	●胃潰瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性脾炎	ウ. 脊椎、背骨および椎間板の障害(脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む)
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息)(プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合) ●慢性気管支炎 ●肺炎腫	エ. 前立腺肥大、子宮筋腫
泌尿・生殖系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ	
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気	
その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)	【C表】補償対象外となる病気・症状^{*3} ア. 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈^{*4}、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄 イ. 白内障、緑内障(質問3で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。) ウ. 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症 エ. 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

【D表】お引受けできない病気・症状
●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成を含む)を除く) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●慢性気管支炎 ●肺炎腫 ●慢性腎炎 ●腎不全 ●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含む) ●白内障(手術を行った場合を除く) ●緑内障 ●両眼の失明 ●加齢黄斑変性症 ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ●関節炎(リウマチ性、変形性) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方) ●転倒による骨折 ※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

*3 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。

*4 心房細動は補償の対象となります。

別表	「がん補償」告知の対象とならない病気・ケガ一覧	加入依頼書の健康状態告知事項にご回答いただく際に使用します。
消化器、口腔の病気等	●そけいヘルニア ●痔 ●虫垂炎(盲腸) ●慢性便秘 ●口内炎 ●舌炎 ●手術をしていない胆石症 ●A型肝炎(A型と確定できているものに限り)※5 ●胃炎※5 ●胃力タル※5 ●胃酸過多※5 ●急性腸炎※5 ●急性大腸炎※5 ●胃潰瘍※6 ●十二指腸潰瘍※6	
呼吸器の病気等	●ぜんそく ●急性気管支炎 ●急性咽頭炎 ●急性へんとう炎 ●慢性へんとう炎 ●へんとう肥大 ●アデノイド ●上気道炎 ●副鼻腔炎(ちくのう症) ●鼻炎 ●花粉症	
運動器の病気等	●関節炎 ●四十肩 ●五十肩 ●ガングリオン ●腱鞘炎 ●脊柱側弯症 ●先天性股関節脱臼 ●オスグット病 ●変形性関節症 ●後縦靭帯骨化症 ●脊柱管狭窄症 ●坐骨神経痛 ●椎間板ヘルニア ●腰椎すべり症 ●腰椎分離症	
代謝・免疫の病気等	●糖尿病 ●痛風 ●高尿酸血症 ●脂質異常症(高脂血症) ●関節リウマチ ●急性リウマチ熱※5	
目・耳の病気等	●トラコーマ ●結膜炎 ●角膜炎 ●白内障 ●外耳炎 ●急性中耳炎	
循環器の病気等	●不整脈 ●心房細動 ●期外収縮 ●徐脈 ●頻脈 ●心雑音 ●狭心症 ●心筋梗塞 ●心臓弁膜症 ●心肥大 ●高血圧症	
泌尿・生殖器の病気等	●遊走腎 ●腎下垂 ●尿管結石 ●腎臓結石 ●膀胱結石 ●尿道結石 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●腎のう胞※7	
皮膚の病気等	●水虫 ●いんきん ●たむし ●白せん ●たこ ●わきが ●うおのめ ●いぼ ●あせも ●にきび ●しもやけ ●とびひ ●湿疹 ●接触皮膚炎 ●アトピー性皮膚炎 ●じんましん ●帯状疱疹 ●ヘルペス	
女性の病気等	●妊娠 ●子宮外妊娠 ●子宮下垂 ●子宮脱 ●妊娠中毒症 ●悪阻 ●産じよく熱 ●前置胎盤 ●胎盤早期剥離 ●死産 ●切迫早産 ●切迫流産 ●早産 ●流産 ●帝王切開 ●不妊症 ●更年期障害	
感染症・寄生虫病	●インフルエンザ ●かぜ ●水ぼうそう ●風しん ●はしか ●回虫 ●ぎょう虫症	
ケガ	●全てのケガ(ただし、外傷が原因と特定できる場合に限り)	

*5 治療内容に関係なく現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。

*6 入院・手術を行わずに治療し、現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。

*7 健康診断・人間ドックによって発見されたもので、要治療との指摘を受けていないものに限り、告知の対象外となります。

必ずお読みください

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2020年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく御願申し上げます。
なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

主な改定点

補 償	改定項目	概 要
各補償共通	民法(債権法)改正に伴う約款改定	民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。
	新補償の追加	がん補償、医療補償、傷害補償、賠償責任に関する補償を追加します。
	Web加入手続きの追加	本パンフレットのご案内とは別にWebでご加入いただくプランをご用意しております。Webでご加入いただく場合、本プランと異なる点がございます。詳細はWeb加入版パンフレットをご参照ください。
所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・介護補償・医療補償・がん補償	約款上の疾病等に関する定義(ICD等)の改定および「がん」の定義の見直し	約款上、疾病等の定義に用いている「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」「国際疾病分類―腫瘍学」が最新化されたことに伴い、表記の変更・明確化等を行います。 また、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類―腫瘍学」において、今後の改定により新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある場合には、その疾病も約款上の「がん」に含むこととします。
団体長期障害所得補償(GLTD)	「免責期間中の一部復職」に関する取扱いの変更	免責期間中に一部復職した場合、現在は「7日以内かつ医師の診断に基づきリハビリまたは引継等のための一部復職」に限り就業障害が継続しているとして取扱っていますが、7日以内の一部復職の場合は事由を問わず就業障害の日数が継続する取扱いに変更します。
一年休業補償	保険料割引率の改定	保険料割引率が36%から28%に改定となります。(保険料が変更となります。) 【改定前】団体割引(1-20%)×過去の損害率による割引(1-20%)=0.64→36%割引 【改定後】団体割引(1-20%)×過去の損害率による割引(1-10%)=0.72→28%割引

このご案内は、2020年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

- この保険は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「中央会の休業補償プラン」は、本制度のペットネームです。
- 保険の対象となる方は、中央会会員および中央会会員である事務所に勤務されている方*1*2に限り、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。
 - *1 一年休業補償の場合のみ、その配偶者の方(家事に従事されている方)も含みます。また、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級である方に限ります。
 - *2 介護補償の場合のみその両親、配偶者*3および配偶者の両親の方も含まれます。
 - *3 配偶者とは法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
 - a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体名・組合名	お問い合わせ先 【取扱代理店/引受保険会社】
---------	---------------------------